

## 個人情報ファイル簿目録

警務部	相談情報ファイル
	拾得物件情報ファイル
	遺失届情報ファイル
	一時預り情報ファイル
	留置情報ファイル
生活安全部	自転車防犯登録ファイル
	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト
	青色防犯パトロール管理ファイル
	保護管理ファイル
	出会い系サイト事業者管理ファイル
	少年補導員情報ファイル
	少年補導情報ファイル
	要保護児童情報ファイル
	古物商等管理ファイル
	風俗営業等管理ファイル
	警備業資格者等ファイル
	地域部
110番通報の受理に関するファイル	
110番アプリシステムによる通報の受理に関する聴取メモ	
刑事部	不当要求防止責任者講習事務に関するファイル
交通部	安全運転管理者台帳
	交通事故統計データに関するファイル
	制限外牽引許可申請者ファイル
	制限外積載許可等（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）申請者ファイル
	道路使用許可申請者ファイル
	緊急通行車両等管理ファイル
	通行禁止道路通行許可申請者ファイル
	自動車保管場所管理ファイル
	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル
	駐車許可証管理ファイル
	高齢運転者等標章管理ファイル
	運転者管理ファイル
	資格者証（合格者証）交付台帳
	安全運転相談等に関する業務ファイル

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部広報相談課	
個人情報ファイルの利用目的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。	
記録項目	1 受理番号、2 受理年月日、3 受理者の氏名、所属、所属する本部係名又は署課名、4 受理窓口区分、5 受理態様、6 申出者の氏名、年齢、性別、職業、電話番号、7 申出件名、種別等、8 関係者の氏名、年齢、性別、9 関係者に関する備考、10 関係事業所名等、11 措置年月日、12 措置者の氏名、所属、所属する本部係名又は署課名、13 措置結果、14 引継先所属、本部係名又は署課名、15 対応時間	
記録範囲	相談事案に係る受理者、申出者、関係者及び措置者	
記録情報の収集方法	相談受理・対応	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、地域部地域課鉄道警察隊、交通部運輸免許管 理課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、長崎 警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、村 諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警 察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、新 上五島警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警 察署、杵岐警察署、対馬警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理 警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 受理 扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年 齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 有 拾得者権利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有 者整理番号、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 施設占有 者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有者氏 名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件（現金・ 物品）、24 保管場所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管 場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警察署、27 移送年月日、 28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名（名称）・住所・連絡 先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意判明 年月日、33 還付年月日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明 年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方法、38 遺失届受 理番号、39 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40 払出区分、 41 払出年月日、42 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連 絡先	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 令第21条第7項に該当するフ ァイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課 （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の	-	

概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を することができる期間	—
備 考	

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、地域部地域課鉄道警察隊、交通部運転免許管 理課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、長崎 警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、 諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村 警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察 署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新 上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行 を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受 理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、 8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、 15 遺失者連絡方法、16 処理結果	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他 の法律又はこれに基づく命令 の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するフ ァイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課 （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の 概要	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案をす ることができる期間	-	
備 考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、地域部地域課鉄道警察隊、交通部運転免許管 理課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、長崎 警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、 諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村 警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察 署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新 上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理都道府県、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 発見日時、8 発見場所、9 発見者区分、10 発見者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、11 届出者続柄、12 届出者氏名、13 警察からの返還連絡、14 物件（動物）、15 払出区分、16 払出年月日、17 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課 （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をす	—	

ることができる期間	
備 考	

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部留置管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	1 犯歴番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 事件処理署、6 検挙年月日、7 指紋作成番号、8 留置日時、9 留置番号、10 処理部門、11 特異動向、12 疾病等、13 文字情報、14 異名、15 本籍、16 住所、17 職業、18 性格、19 罪名、20 逮捕種別、21 逮捕機関、22 逮捕部門、23 求令起訴、24 委託署、25 接見禁止、26 重複身分、27 逮捕年月日、28 収容年月日、29 共犯者の有無、30 送致年月日、31 検事預日、32 勾留年月日、33 起訴日、34 仮出獄取消日、35 次回公判日、36 捜査終了日、37 在監理由、38 弁護人、39 検察庁支部、40 検察官名、41 出場年月日、42 出場理由	
記録範囲	長崎県警察に留置された者	
記録情報の収集方法	被留置者からの聴取、検察庁及び裁判所からの連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
記録項目	1 防犯登録番号、2 車体番号、3 登録受付日、4 メーカー、5 タイヤサイズ、6 車種、7 車体色、8 住所、9 氏名又は名称、10 生年月日、11 性別、12 電話番号、13 取扱店名、14 取扱店電話番号及び担当者、15 特徴	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	長崎県二輪車自転車商協同組合からの提出により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	ニセ電話詐欺(特殊詐欺)、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。	
記録項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	青色防犯パトロール管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車に青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールの証明事務のために利用する。	
記録項目	1氏名、2団体名、3団体の代表者名、4パトロールに使用する車両のナンバー、5標章、実施者証交付日、6パトロール実施地域	
記録範囲	自動車に青色回転灯等を装備した自主防犯パトロールを実施する者	
記録情報の収集方法	パトロール実施者又は団体の代表者からの提出により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	保護管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法に基づく保護等取扱い時の速やかな被保護者の引渡し及び適切な関係機関への通報等に資するため、情報を共有するほか、人身安全関連事案に対する適正かつ迅速な対処に資することを目的とする。	
記録項目	1 本部管理番号、署取扱番号、2 取扱担当者（事案担当所属、取扱者）、3 被保護者（氏名、異名、国籍、本籍、住所、職業、生年月日、推定年齢、性別、身体特徴等、認知症の疑い）、4 取扱概要（保護取扱区分、根拠法令、保護の理由、発見日時、発見場所、発見の端緒、保護開始日時、保護の場所、被保護者の状況、保管物品有無、保護室収容有無、特異動静等）、5 被害者（住所、氏名、被害状況）、6 保護解除状況（保護解除日時、身柄の措置状況、引取先住所又は所在地、引取先氏名又は機関名、連絡先、職業、関係性詳細）、7 保健所長通報（通報年月日、通報措置状況、通報先）、8 簡易裁判所通知日、9 保護期間延長の有無、10備考	
記録範囲	被保護者、被害者、関係者、引取者（引継先関係者）	
記録情報の収集方法	届出及び発見時の聴取による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁、簡易裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

備	考
---	---

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	出会い系サイト事業者管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部人身安全・少年課	
個人情報ファイルの利用目的	インターネット異性紹介事業（以下「出会い系サイト事業」という。）の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1届出受理番号、2届出受理署、3届出受理年月日、4共同事業者番号、5法人・個人の別、6法人の名称、7法人の住所、8代表者の氏名、9代表者の生年月日、10代表者の性別、11代表者の住所、12代表者の本（国）籍、13事務所の所在地、14事務所の電話番号、15事務所のメールアドレス、16事業開始年月日、17事業変更年月日、18事業廃止年月日、19変更の事由又は廃止の事由、20備考、21役員登録の届出受理署、22役員登録の届出受理年月日、23役員の氏名、24役員の生年月日、25役員の性別、26役員の住所、27役員の本（国）籍、28役員の就任年月日、29役員の退任年月日、30役員の変更の事由又は退任の事由、31呼称等登録の届出受理課署、32呼称等登録の届出受理年月日、33呼称管理番号、34広告又は宣伝で使用する呼称、35送信元識別符号、36児童でないことの確認の方法、37サイト運営開始年月日、38サイト運営終了年月日、39呼称等の変更の事由又は廃止の事由	
記録範囲	長崎県公安委員会に対して出会い系サイト事業の開始、変更、廃止の届出をした事業者、共同事業者、当該届出をした事業者又は共同事業者が法人である場合の代表者及び役員	
記録情報の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	6から15まで、23から30まで及び34から38までの各記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、出会い系サイト規制法第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第2条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を することができる期間	—
備 考	

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：







様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等の整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生年月日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28 仮設店舗日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）	
記録範囲	古物商及び古物市場主	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	古物及び古物市場主の6から10及び12から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課 （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	長崎県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 許可上申等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等 の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分 までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止処分の有無、 8 送致の有無、9 法人・個人の別、10 違反態様等、11 許可、番 号、12 営業所の名称、13 営業所等の所在地、14 法人名、15 法 人の所在地、16 代表者又は経営者の氏名、17 代表者又は経 営者の性別、18 代表者又は経営者の生年月日、19 代表者又 は経営者の本（国）籍、20 代表者又は経営者の住所、21 管 理者の氏名、22 管理者等の性別、23 管理者等の生年月日、24 管 理者等の本（国）籍、25 管理者等の住所、26 役員の氏名、27 役 員の性別、28 役員の生年月日、29 役員の本（国）籍、30 役 員の住所、31 広告宣伝で使用する呼称、32 客の依頼を受ける方 法、33 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、34 自動公衆 送信装置設置者の住所、35 許可の管理番号、36 認定番号、37 開 始届出番号、38 届出確認書等の書面の種別、39 届出確認書等 の交付年月日、40 届出確認書の交付番号、41 客の依頼を受け るための電話番号その他連絡先、42 受付所・待機所の別、 43 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、44 行政処分 番号
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は 廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された後、 最初の4月1日から1年間保存される。）、特例風俗営業を認 定を受けた者（認定を受けた者の記録については、取消し等され た後、最初の4月1日から1年間保存される。）、性風俗関連特 殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（ 廃業した者の記録については、廃業した後、最初の4月1日か ら1年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処 分を受けた後、最初の4月1日から5年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課 （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16ま で、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項（同 法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業 等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60 年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20 条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。 風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から 16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条 第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した 者に係る13から16まで、20、31、32、41及び42の訂正は、同 条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の 届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、33から34 まで及び43の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風 営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14か

	ら16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20及び31の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10 本（国）籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日、14 行政処分の登録警察本部、15 処分番号、16 住所、17 処分年月日、18 処分事由、19 送致年月日、20 処分結果	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課 （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

備 考

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
行政機関等の名称	長崎県警察本部長（205ファイル）
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>長崎警察署（長崎駅前交番、元船町交番、丸山町交番、淵交番、飽の浦交番、福田交番、立山交番、西山交番、田上交番、中川交番、矢上交番、橘交番、古賀町交番）、大浦警察署（石橋交番、戸町交番、小ヶ倉町交番、江川町交番、深堀町交番、三和交番、高浜警察官駐在所、野母崎警察官駐在所、脇岬警察官駐在所、伊王島警察官駐在所、高島警察官駐在所）、浦上警察署（平和公園交番、本原交番、若葉交番、若草交番、小江原交番、滑石交番、三原交番、女の都警察官駐在所、手熊町警察官駐在所、式見町警察官駐在所）、時津警察署（長与交番、まなび野交番、久留里交番、長崎漁港交番、神浦警察官駐在所、黒崎警察官駐在所、村松警察官駐在所、長浦警察官駐在所、形上警察官駐在所）、西海警察署（署所在地、大崎交番、雪浦警察官駐在所、松島警察官駐在所、七釜警察官駐在所、太田和警察官駐在所、横瀬警察官駐在所、亀岳警察官駐在所、小迎警察官駐在所、大串警察官駐在所）、諫早警察署（諫早中央交番、小栗交番、諫早駅前交番、西諫早交番、真津山交番、喜々津交番、飯盛町交番、本野警察官駐在所、長田警察官駐在所、小野町警察官駐在所、有喜町警察官駐在所、伊木力警察官駐在所、森山警察官駐在所、高来警察官駐在所、高来西警察官駐在所、小長井警察官駐在所、長里警察官駐在所）、雲仙警察署（小浜交番、雲仙北交番、多比良交番、愛野交番、千々石警察官駐在所、雲仙駐在所、北串警察官駐在所、南串山警察官駐在所、吾妻警察官駐在所）、島原警察署（有明交番、島原駅前交番、外港交番、安德警察官駐在所）、南島原警察署（加津佐交番、有家交番、南有馬警察官駐在所、北有馬警察官駐在所、西有家警察官駐在所、長野警察官駐在所、布津警察官駐在所、深江警察官駐在所）、大村警察署（玖島交番、大村駅前交番、桜馬場交番、宮小路交番、三浦警察官駐在所、鈴田警察官駐在所、萱瀬警察官駐在所、松原警察官駐在所）、川棚警察署（川棚駅前交番、波佐見交番、長野警察官駐在所、東彼杵警察官駐在所、大楠警察官駐在所、瀬戸警察官駐在所）、早岐警察署（早岐交番、江上交番、広田交番、大塔交番、木原町警察官駐在所、三川内警察官駐在所、針尾警察官駐在所、宮警察官駐在所）、佐世保警察署（大野交番、小島交番、宮田交番、京町交番、佐世保駅前交番、須田尾交番、日宇交番、天神交番、柚木町警察官駐在所、船越警察官駐在所）、相浦警察署（日野町交番、大渦交番、中里交番）、江迎警察署（佐々交番、署所在地、潜龍警察官駐在所、吉井警察官駐在所、福井々警察官駐在所、世知原警察官駐在所、田原警察官駐在所、小佐々警察官駐在所、鹿町警察官駐在所、深江警察官駐在所）、松浦警察署（今福交番、上志佐警察官駐在所、御厨町警察官駐在所、星鹿町警察官駐在所、鷹島警察官駐在所、福島警察官駐在所）、平戸警察署（署所在地、鏡川警察官駐在所、中野警察官駐在所、獅子警察官駐在所、紐差町警察官駐在所、津吉警察官駐在所、志々島警察官駐在所、生月警察官駐在所、館浦警察官駐在所、大伎警察官駐在所、平戸警察官駐在所、馬ノ元警察官駐在所、下亀警察官駐在所）、五島警察署（福江中央交番、富江交番、本山警察官駐在所、奥浦警察官駐在所、崎山警察官駐在所、中岳警察官駐在所、岐宿警察官駐在所、三井楽警察官駐在所、中須警察官駐在所、久賀警察官駐在所、奈留警察官駐在所）、新上五島警察署（署所在地、友住警察官駐在所、鯛ノ浦警察官駐在所、上五島警察官駐在所、若松警察官駐在所、新魚目警察官駐在所、立尾警察官駐在所、宇久警察官駐在所、小値賀警察官駐在所）、奈良警察署（署所在地、渡良警察官駐在所、初山警察官駐在所、志原警察官駐在所、石田警察官駐在所、芦辺警察官駐在所、那賀警察官駐在所、勝本警察官駐在所、箱崎警察官駐在所、鯨伏警察官駐在所）、対馬南警察署（敵原交番、豆酸警察官駐在所、浅藻警察官駐在所、佐須警察官駐在所、美津島警察官駐在所、加志警察官駐在所、久須保警察官駐在所、芦浦警察官駐在所、浦底警察官駐在所、豊玉警察官駐在所、水崎警察官駐在所）、対馬北警察署（比田勝警察官駐在所、佐護警察官駐在所、櫻滝警察官駐在所、琴警察官駐在所、峰警察官駐在所、佐賀警察官駐在所）</p>

個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5電話番号、6非常の場合の連絡先、7役職等、8事業所の名称・屋号・所在地・電話番号・業種・営業又は開店時間・定休日	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、居住者及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	110番通報の受理に関するファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課	
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため	
記録項目	1 事案番号、2 事案名、3 事案内容、4 受理日時、5 受理者、6 発生日時、7 発生場所、8 管轄署、9 通報場所、10 通報者(1)氏名(2)電話番号、11 指令時刻、12 指令者、13 現場到着時刻、14 処理時刻、15 処理結果	
記録範囲	110番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者	
記録情報の収集方法	110番通報の受理者又は対応者による聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	110番アプリシステムによる通報の受理に関する聴取メモ	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域部通信指令課	
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため	
記録項目	1 受理者、2 管轄、3 件名、4 受付番号、5 受付日時、6 発生時刻、7 都道府県、8 住所、9 目標物、10 言語、11 関係、12 けが人（有無）、13 救急車（要不要）、14 救急車が必要な人数、15 携帯情報（機種、OS）、16 位置情報（緯度、経度、誤差）、17 事前登録内容（1）名前（2）性別（3）年齢（4）電話番号（5）メール（アドレス）（6）自宅住所（7）言語（8）その他（障害の状況等）、18 経過、19 受信画像	
記録範囲	110番アプリシステムによる通報をした者及びその受理者	
記録情報の収集方法	通報者及び受理者による入力又は自動取得	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	不当要求防止責任者講習事務に関するファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課	
個人情報ファイルの利用目的	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、事業所が不当要求による被害を防止するために選任した不当要求防止責任者に対する講習の実施のために利用する。	
記録項目	1 届出年月日、2 事業所の所在地、3 業種、4 事業所の名称、5 不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）の氏名、6 責任者の生年月日、7 責任者の役職名、8 事業所又は責任者の電話番号、9 責任者の選任年月日	
記録範囲	事業所から責任者として選任された者	
記録情報の収集方法	責任者を選任した事業所からの「責任者選任届出書」の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者台帳	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課	
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者に対する講習の実施のために利用する。	
記録項目	1 安全運転管理者等番号、2 事業所名、3 事業所所在地、4 届出者地位、5 届出者、6 選任日、7 管理者氏名、8 安全運転管理者等生年月日、9 保有車両台数、10 運転者数、11 電話番号など	
記録範囲	安全運転管理者、副安全運転管理者	
記録情報の収集方法	安全運転管理者等に係る申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	交通事故統計データに関するファイル
行政機関等の名称	長崎県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策の基礎資料とするために利用する。
記録項目	<p>1 警察署等コード、2 本票番号、3 原票作成（年、月、日）  4 事故内容、5 死者数、6 重傷者数、7 軽傷者数、8 乗車人員（第1当事者、第2当事者）、9 路線コード、10 地点コード、11 交差点コード、12 発生日時（年、月、日、時分）、13 曜日、14 昼夜、日の出時刻・日の入り時刻、15 天候、16 所管区コード、17 地形、18 路面状態、19 道路形状、20 信号機、21 一時停止規制（標識、法定外表示）（第1当事者、第2当事者）、22 車道幅員、23 道路線形、24 衝突地点、25 ゾーン規制、26 中央分離帯施設等、27 歩車道区分、28 事故類型、29 特殊事故（事故内容、当事者内容）、30 市町コード、31 発生場所、32 地点、緯度（北緯）、33 地点、経度（東経）、34 免許証番号（第1当事者、第2当事者）、35 性別（第1当事者、第2当事者）、36 年齢（第1当事者、第2当事者）、37 老人クラブ（第1当事者、第2当事者）、38 高齢者の居住状況（第1当事者、第2当事者）、39 認知機能検査（第1当事者、第2当事者）、40 国籍・地域別コード（第1当事者、第2当事者）、41 居住地コード（第1当事者、第2当事者）、42 職業コード（第1当事者、第2当事者）、43 運転資格（第1当事者、第2当事者）、44 事故車種の運転免許経過年数（第1当事者、第2当事者）、45 当事者種別（第1当事者、第2当事者）、46 車両番号（第1当事者、第2当事者）、47 用途別（第1当事者、第2当事者）、48 車両形状（第1当事者、第2当事者）、49 オートマチック車（第1当事者、第2当事者）、50 サボカ一（第1当事者、第2当事者）、51 選任事業所等（第1当事者、第2当事者）、52 通行目的（第1当事者、第2当事者）、53 ライト点灯状況（第1当事者、第2当事者）、54 タイヤ等の状況（第1当事者、第2当事者）、55 反射材等使用状況（第1当事者、第2当事者）、56 速度規制指定のみ（第1当事者、第2当事者）、57 初心運転者標識（第1当事者、第2当事者）、58 高齢運転者標識（第1当事者、第2当事者）、59 危険認知速度（第1当事者、第2当事者）、60 飲酒状況（第1当事者、第2当事者）、61 携帯電話等の使用状況（第1当事者、第2当事者）、62 カーナビ等の使用状況（第1当事者、第2当事者）、63 自動運行装置の使用状況（第1当事者、第2当事者）、64 法令違反コード（第1当事者、第2当事者）、65 事故要因区分コード・人的要因（第1当事者、第2当事者）・車両的要因（第1当事者、第2当事者）・環境的要因（第1当事者、第2当事者）、66 行動類型（第1当事者、第2当事者）、67 当事者の進行方向（第1当事者、第2当事者）、68 車両の衝突部位（第1当事者、第2当事者）、69 車両の損壊程度（第1当事者、第2当事者）、70 自体防護（第1当事者、第2当事者）、71 プロテクターの装着（第1当事者、第2当事者）、72 生存可能性（第1当事者、第2当事者）、73 エアバッグの装備（第1当事者、第2当事者）、74 サイドエアバッグの装備（第1当事者、第2当事者）、75 人身損傷程度（第1当事者、第2当事者）、76 人身損傷主部位（第1当事者、第2当事者）、77 損傷主部位の状態（第1当事者、第2当事者）、78 人身加害部位（第1当事者、第2当事者）、79 自宅からの距離（第1当事者、第2当事者）、80 安全教育受講の有無（第1当事者、第2当事者）、81 子供の事故の状態別・自宅からの距離（第1当事者、第2当事者）、82 1当飲酒調査コード（第1当事者）、83 ドライブレコーダーの装備（第1当事者、第2当事者）、84 予備項目</p> <p>【補充票】  1 資料区分、2 警察署等コード、3 本票番号、4 補充票番号、5 免許証番号、6 性別、7 年齢、8 老人クラブ、9 高齢者の</p>

	<p>居住状況、10国籍・地域別コード、11居住地コード、12職業コード、13当事者種別、14通行目的、15乗車別、16乗車等の区分、17自体防護、18サポカー、19プロテクターの装着（胸部）、20生存可能性、21自動運行装置の使用状況、22エアバッグの装備、23サイドエアバッグの装備、24人身損傷程度、25人身加害主部位、26損傷主部位の状態、27人身加害部位、28子供の事故状態別・自宅からの距離、29安全教育受講の有無、30法令違反、31運転資格、32事故車種の運転免許経過年数、33車両番号、34用途別、35車両形状、36危険認知速度、37ライト点灯状況、38行動類型、39当事者の進行方向、40車両の衝突部位、41車両の損傷程度、42反射材等使用状況、43自宅からの距離、44ドライブレコーダーの装備、45予備項目</p> <p>【高速票】  1資料区分、2警察署等コード、3本票番号、4発生地点、5道路管理者区分、6道路区分、7曲線半径、8縦断勾配、9トンネル番号、10特殊事故、11当事車両台数、12行動類型（第1当事者、第2当事者）、13事故類型、14車両単独事故の対象物、15臨時速度規制の有無、16速度規制（臨時のみ）、17停止表示機材表示の有無、18交通傷害、19高速道路走行距離（第1当事者、第2当事者）、20速度抑制装置装着状況（第1当事者、第2当事者）、21予備項目</p>	
記録範囲	<p>道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通により引き起こされた人の死傷を伴う事故の当事者</p>	
記録情報の収集方法	<p>交通事故当事者からの聴取等</p>	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<p>含む</p>	
記録情報の経常的提供先	<p>警察庁及び自動車安全運転センター</p>	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課  （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	<p>—</p>	
個人情報ファイルの種別	<p><input checked="" type="checkbox"/>法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）  令第21条第7項に該当するファイル  <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>	<p><input type="checkbox"/>法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）</p>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<p>該当</p>	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課  （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	<p>—</p>	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>—</p>	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	<p>—</p>	
備考	<p></p>	

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	制限外牽引許可申請者ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、交通部高速道路交通警察隊、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	制限外牽引許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 申請者の免許の種類、4 免許証番号、5 牽引する自動車の種類、6 牽引する自動車の番号標に表示されている番号、7 牽引される車両の種類、8 牽引される車両の台数、9 牽引の全長、10 運搬品名、11 牽引の方法、12 牽引の年月日時、13 牽引の経路、14 許可証番号、15 許可条件	
記録範囲	制限外牽引許可の申請者、運転者	
記録情報の収集方法	制限外牽引許可の申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	制限外積載許可等（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）申請者ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、交通部高速道路交通警察隊、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	制限外積載許可等（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 申請者の免許の種類、4 免許証番号、5 車両の種類、6 番号標に表示されている番号、7 車両の諸元、8 運搬品名、9 制限を超える大きさ又は重量、10 制限を超える積載の方法、11 設備外積載の場所、12 荷台に載せる人員、13 運転の期間、14 運転経路、15 許可証番号、16 許可条件	
記録範囲	制限外積載許可等の申請者、運転者	
記録情報の収集方法	制限外積載許可等の申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	道路使用許可申請者ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、交通部高速道路交通警察隊、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	道路使用許可申請手続の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 道路使用の目的、4 場所又は区間、5 期間、6 方法又は形態、7 添付書類、8 現場責任者住所、9 現場責任者氏名、10 現場責任者電話、11 許可証番号、12 許可条件	
記録範囲	道路使用許可の申請者及び現場責任者	
記録情報の収集方法	道路使用許可の申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部、長崎県交通安全活動推進センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	緊急通行車両等管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法等に定める緊急通行車両等及び交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）の申請手続等の適正な運用に資するために利用する。	
記録項目	1 申出（届出）年月日、2 申出（届出）者住所、3 申出者（届出者）氏名、4 番号票に表示されている番号、5 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）、6 活動地域、7 車両の使用者の住所・電話番号、8 車両の使用者の氏名又は名称、9 緊急連絡先の住所・電話番号、10 緊急連絡先の氏名、11 標章・証明書番号、12 交付年月日、13 変更の内容、14 変更の理由、15 再交付申出の理由、16 備考	
記録範囲	緊急通行車両確認申出書、緊急輸送車両確認申出書、規制除外車両事前届出書、規制除外車両確認申出書、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書、緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書を提出した者	
記録情報の収集方法	申出（届出）者からの申出（届出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

備 考

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	通行禁止道路通行許可申請者ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、交通部高速道路交通警察隊、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	通行禁止道路通行許可申請事務の適正な遂行に資するために利用する。	
記録項目	1 申請者住所、2 申請者氏名、3 主たる運転者住所、4 主たる運転者氏名、5 車両の種類、6 番号標に表示されている番号、7 運転の期間、8 通行しようとする通行禁止道路の区間、9 やむを得ない理由	
記録範囲	通行禁止道路通行許可の申請者、運転者	
記録情報の収集方法	通行禁止道路通行許可申請者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所証明等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理・受付番号、2 申請区分、3 登録番号・車両番号・前車番号、4 車名、5 型式、6 車台番号、7 長さ・幅・高さ、8 使用の本拠の位置、9 保管場所の位置、10 保管場所標章番号、11 申請年月日、12 申請者住所・氏名・電話、13 標章発行日・交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積	
記録範囲	自動車の保管場所の確保等に関する法律に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、10台以上の自動車を収納可能な駐車場所所有者	
記録情報の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部、保管場所調査・入力業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	駐車禁止除外指定車標章管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車禁止除外指定車標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 申請事由、6 標章使用期間、7 使用車両の種類・登録（車両）番号、8 標章使用者の住所・職業・氏名・年齢、9 申請代理人の住所・氏名、10 申請代理人との関係、11 標章の番号・交付年月日、12 標章の有効期限、13 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、14 再交付の申請年月日・理由、15 標章の返納年月日	
記録範囲	現に駐車禁止除外指定車標章を受けている者、駐車禁止除外指定車標章を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車禁止除外指定車標章の交付申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車禁止除外指定車標章の返納の受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	

備 考

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	駐車許可証管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	駐車許可証の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 申請者の氏名（法人の場合は名称と代表者）・ふりがな・住所（法人の場合は所在地）、4 電話番号・その他連絡先、5 駐車の事由、6 駐車の方法、7 駐車の年月日時、8 駐車の場所、9 自動車の種類・車名・登録（車両）番号、10 運転者の氏名、11 駐車許可証の番号・交付年月日、12 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、13 再交付の申請年月日・理由、14 駐車許可証の返納年月日	
記録範囲	現に駐車許可証を受けている者、駐車許可証を返納した者	
記録情報の収集方法	駐車許可の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、駐車許可証の返納の受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課、長崎警察署、大浦警察署、浦上警察署、時津警察署、西海警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署、大村警察署、川棚警察署、早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、戸南警察署、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬警察署、対馬北警察署	
個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 申請年月日、3 氏名・ふりがな、4 生年月日、5 電話番号・その他連絡先、6 申請事由、7 免許証の番号・交付年月日、8 免許の種類、9 登録（車両）番号、10 標章の番号・交付年月日、11 記載事項変更の届出年月日・内容・理由、12 再交付の申請年月日・理由、13 標章の返納年月日	
記録範囲	現に高齢運転者等標章を受けている者、高齢運転者等標章を返納した者	
記録情報の収集方法	高齢運転者等標章の申請書、記載事項変更届出、再交付申請書、高齢運転者等標章の返納の受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁又は道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	長崎県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許管理課
個人情報ファイルの利用目的	運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本（国）籍、5 住所、6 免許証番号、7 有効期間の末日、8 交付年月日、9 照会番号、10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定解除年月日（5 t 限定）、14 最新併記年月日、15 特例免状状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故及び事案日（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反年月日、22 違反車種、23 路月線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月日、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49 事件番号、50 講習区分、51 満了日前の誕生日、52 有効期間区分、53 初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消、処分者等区分、58 取消、処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71 認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢講習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証明書交付年月日、93 運転経歴証明書運転者区分、94 顔写真
記録範囲	1 現に運転免許を受けている者 2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間（ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間。 5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年3月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。
記録情報の収集方法	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び付点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・違反者講習・若年運転講習及び高齢者講習

	習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター長崎県事務所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第1項又は同法第104条の4第7項及び同施行規則第30条の12第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課 (所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	資格者証（合格者証）交付台帳	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許管理課	
個人情報ファイルの利用目的	長崎県公安委員会が交付した技能検定員等資格者及び長崎県公安委員会において実施した技能検定員等審査における審査合格者の管理や資格者証等の交付、再交付のために利用する。	
記録項目	1 資格者証番号、2 交付年月日（資格者証）、3 車種、4 氏名、5 生年月日、6 学校名、7 合格証明書番号、8 交付年月日（合格証明書）	
記録範囲	技能検定員等資格者、技能検定員等審査合格者	
記録情報の収集方法	技能検定員等審査に係る申請者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	長崎県指定自動車学校協会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課	
	（所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、技能検定員審査等に関する規則第8条第2項及び同規則第16条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）長崎県警察本部警務部広報相談課 （所在地）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：

様式第1号（第2条関係）  
整理番号：

個人情報ファイルの名称	安全運転相談等に関する業務ファイル	
行政機関等の名称	長崎県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許管理課	
個人情報ファイルの利用目的	運転免許保有者及び運転免許取得希望者の病気が運転に支障を及ぼすかについて審査を行うために利用する。	
記録項目	1 相談受付日・場所、2 氏名・呼び名、3 生年月日、4 住所、5 電話番号・その他連絡先、6 免許種別・番号等、7 病名等 8 相談内容	
記録範囲	相談事案に係る受理者、相談者、対象者、関係者	
記録情報の収集方法	相談受理・対応、免許更新時の申告、医師からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長崎県警察本部警務部広報相談課	
	(所在地) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務登録簿の登録番号：